

和気町

しょうがいふくし

# 障害福祉サービス

りょう

## 利用のてびき



令和6年4月1日

相談窓口：和気町健康福祉課 (0869) 93-3681

## 障害福祉サービスの利用のしかた

しょうがいふくし サービスを利用するためには、事前の申請などの手続きが必要になります。和気町や相談支援事業者がお手伝いしますので、まずは和気町の担当窓口にご相談ください。

## ①相談・申請

和気町または相談支援事業者に相談します。サービスが必要な場合は、和気町に申請します。

※「相談支援事業者」とは市町村の指定を受けた事業所のことで、障害福祉サービスの申請前の相談などの支援を行います。

## ②調査

障害者または障害児の保護者と面接して、心身の状況や生活環境などについて調査を行います。

## ③審査・判定

調査の結果および医師の診断結果をもとに、市町村の審査会で審査・判定が行われ、どのくらいサービスが必要な状態か（障害支援区分）が決められます。

## ④決定（認定）・通知

障害支援区分、申請者の希望、「サービス等利用計画」などをもとにサービスの支給量が決定され、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

※サービスを利用される方は、「サービス等利用計画」が必要となります。

## ⑤契約・サービス利用開始

サービスを利用する事業者を選択し、利用の契約を行います。

サービスが利用開始となったら、所得に応じて利用者負担を支払います。

## 障害福祉サービス

日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があり、それぞれ家庭などで利用できる「訪問系サービス」、通所の事業所などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「住居系サービス」があります。

※施設でサービスを利用する場合の食費は自己負担です。

ちいきせいかつしえんじぎょう  
地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害福祉サービスとは別に、地域や利用者の実情に応じて市町村と県が協力して実施する事業です。障害者の地域における生活を支えるさまざまな事業を行っています。

りよう しょうがいふくし  
**利用できる障害福祉サービス**

訪問系サービス ほうもんけい	きょたくかいご <b>居宅介護(ホームヘルプ)</b>	にゅうよく はい しょくじ かいご じたく せいかつぜんばん かいご おこな 入浴や排せつ、食事の介護など、自宅で生活全般にわたる介護を行います。
	じゅうどほうもんかいご <b>重度訪問介護</b>	じゅうど したいふじゅう ひと じたく かいご がいしゅつじ いどうしえん そうごうてき おこな 重度の肢体不自由がある人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的にを行います。
	こうどうえんご <b>行動援護</b>	こうどう こんなん つね かいご ひつよう ひと がいしゅつじ いどう しえん こうどう さい しょう きけんかい 行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護を行います。
	じゅうどしょうがいしゃどうほうかつしえん <b>重度障害者等包括支援</b>	かいご ひつようせい たか ひと きょたくかいご しょうがいふくし ほうかつてき ていきょう 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	たんきにゅうしょ <b>短期入所(ショートステイ)</b>	かいご おこな ひと びょうき ばあい たんき にゅうしょ にゅうよく はい しょくじ かいご 介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
	どうこうえんご <b>同行援護</b>	しかくしょうがい いどう がいしゅつ こんなん ひと いどう えんご がいしゅつじ ひつよう じょうほうていきょう 視覚障害により移動・外出が困難な人に、移動の援護や外出時に必要な情報提供等の支援を行います。
じりつせいかつえんじょ <b>自立生活援助</b>	ひとりぐ ひつよう りかいりょく せいかつりょく おぎな ていきてき きょたくほうもん ずいじ たいおう 一人暮らしに必要な理解力、生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	

日中活動系サービス にちちゅうかつかつどうけい	せいかつかいご <b>生活介護</b>	にちちゅう しょうがいしゃしえんしせつ かいご そうさくかつどう きかい ていきょう おこな おもに日中に障害者支援施設などで介護サービスや、創作活動の機会の提供などを行います。
	りょうようかいご <b>療養介護</b>	びょういん しせつ きのうくんれん りょうようじょう かんり かんご かいご にちじょうせいかつじょう えんじょ 病院などの施設において、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
	じりつくんれん <b>自立訓練 (機能訓練・生活訓練)</b>	しんたいきのう せいかつりょくこうじょう くんれん いていきかん しえんけいかく もと おこな 身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
	しゅうろういこうしえん <b>就労移行支援</b>	しゅうろう きぼう ひと ちしき のうりょくこうじょう くんれん いていきかん しえんけいかく もと 就労を希望する人に、知識や能力向上のための訓練などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
	しゅうろうけいぞくしえん <b>就労継続支援(A型・B型)</b>	いっばんきぎょうどう こよう こんなん ひと はたら ば ていきょう ちしき のうりょくこうじょう 一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、知識や能力向上のための訓練を行います。
	しゅうろうていちゃくしえん <b>就労定着支援</b>	いっばんしゅうろう いこう ひと しゅうろう ともな せいかつめん かだい たいおう しえん おこな 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

住居系サービス じゅうけい	きょうどうせいかつえんじょ <b>共同生活援助(グループホーム)</b>	ちいき きょうどうせいかつ いとな しょうがい ひと じゅうきょ きょうどうせいかつ いとな そうだん 地域で共同生活を営む障害のある人に、住居において共同生活を営むための相談や日常生活上の援助を行います。
	しせつにゅうしょ <b>施設入所支援</b>	しせつ にゅうしょ ひと やかん にゅうよく はいせつ しょくじ かいご おこな 施設に入所している人に、夜間の入浴・排泄・食事などの介護を行います。

児童通所サービス	児童発達支援	障害等のある児童に、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	障害等のある児童に、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などのほか、治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校に就学している障害等のある児童に、放課後などに生活能力向上のために必要な訓練などを行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などにより、外出が著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの他必要な支援を行います
	保育所等訪問支援	保育所などの集団生活を営む施設に通っている、またはこれから通う予定の障害児が集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応を図ります。

相談支援	計画相談支援(者・児)	サービスを利用する時の計画の作成の支援・助言やサービス事業者等との連絡調整を行います。
	地域相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の方等へ、地域生活への移行の支援を行います</li> <li>● 地域定着支援 居宅において単身で生活している障害のある人等へ、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。</li> </ul>

利用できる地域生活支援事業

地域生活支援事業	意思疎通支援	聴覚、言語機能、意思の伝達に支援が必要な方に、手話通訳者や要約筆記者などの派遣を行います。
	移動支援	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
	一般相談支援	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な支援や援助を行います。
	日常生活用具の給付等	障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
	日中一時支援	日中、障害のある人等に対し活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練やその他の支援を行います。
	地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会の提供、交流の場の提供を行います。

# 和気町の事業者一覧（障害福祉サービス）

障害福祉サービス 事業所	住所	電話番号		F A X	居宅介護	重複訪問介護	行動援護	同行援護	短期入所	生活介護	施設入所支援	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	共同生活協賛	相談支援	障害児相談支援	児童発達支援	放課後アセスメント	保育所等訪問支援	
		市外局番	0869																				
ぼれぼれ	小坂 1273-7	88-9777	88-9778						●	●	●												
幸生ヘルパーステーション	佐伯 368-1	88-9211	88-9212	●	●		●																
開谷ワークセンター・わけ	益原 681-1	93-0755	92-4677							●						●							
ホームヘルプサービス もみじの里	尺所 31-4	93-2556	93-2446	●	●	●	●																
和気町デイサービスセンター	益原 666-1	92-1188	92-1188							●		●	●										
開谷福祉会地域ホーム （ヴィラしずたに）	日笠下 513-1	92-5575	92-5585														●						
しずたに	日笠下 1613-5	92-1155	93-1633						●	●	●												
しずたに「デイサポ」	日笠上 72	92-9250	92-9230							●													
藤工房	藤野 1025									●						●							
サポートセンター藤	藤野 1025-2	93-3898	93-3893																●	●			
藤の里地域生活ホーム	泉 236								●										●				
東備地域生活支援センター ふらっと	尺所 31-4	93-2565	93-2446																●	●			
マヤファーム	本 159-1	92-4061	92-4062												●								
ニチイケアセンター和気	衣笠 959-1	92-0601	92-5020	●	●																		
あかり	福富 520-7	080-2881-4966																	●	●			
あいず和気	尺所 31-1	92-9005	92-9006																		●	●	
グループホーム結	日笠下 689	93-4750	92-4087																●				
Iファーム	日笠下 586	92-1764	92-4087													●							
ソーシャルインクルーホーム 和気衣笠	衣笠 1001-1	92-2311	92-2312						●										●				

地域生活支援事業 事業所	住所	電話番号		FAX 番号	一般相談支援事業	移動支援事業	地域活動支援センターⅢ型	日中一時支援事業
		市外局番	0869					
幸生ヘルパーステーション	佐伯 368-1	88-9211	88-9212	88-9212		●		
ホームヘルプもみじの里	益原 681-1	93-2556	93-0755	93-0755		●		
東備地域生活支援センターふらっと	和気 702	93-2565	93-2446	93-2446	●		●	
しずたに「デイサポ」	日笠上 72	92-9250	92-9230	92-9230				●